

公契約における賃金・労働条件の確保を求める意見書

いま、国や自治体の公共・委託事業を巡って、人件費を軽視したダンピング受注が横行し、下請企業や資材機材等納入業者、及びそこで働く労働者に深刻なしわ寄せが及んでいる。労働者の賃金は契約時の積算単価を大きく下回り、若年労働者の離職や入札不調がおこっている。

このことは、総務・国土交通省両省が行った、予定価格設定時の歩切りに関する調査の結果からも、国や自治体の厳しい財政事情の中で、コスト削減と競争性を重視した「慣例による」「財政健全化や公共事業費の削減」とする考え方が、地域の低賃金・低単価を助長し、そのしわ寄せとして、地域の労働者や中小企業に跳ね返っていると見える。

ILO（国際労働条約機構）が1949年6月に採択した94号条約（公契約における労働条項に関する条約）では、国や自治体など公的な機関が発注する事業に従事する労働者に適正な水準の賃金・労働条件を確保するよう契約に明記することを義務付けており、先進国をはじめ約60カ国が批准している。

日本ではいまだ批准していないが、2014年6月に「品確法」、「入契法」、「建設業法」が改正され、品質確保と担い手の確保を基本理念として、労働者の中・長期的な育成・確保のための適正な利潤を確保することは発注者の責務であると明確化された。しかしながら、いまだに人件費を軽視したダンピング受注等が行われていても、「最低賃金法」さえ守っていれば、関知出来ない状況となっている。

本来、国民・住民の生活を保障し、地域経済の振興をはかるべき国や自治体は、自ら発注する公共関連事業や官公需に従事する労働者に適切な賃金が確保されるように責任を果たすべきだと考える。

よって、国及び政府は、ILO94号条約（公契約における労働条項に関する条約）を批准し、公共関連事業や官公需に携わる労働者の賃金・労働条件を適正に確保する「公契約法」を制定するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成28年12月7日

高石市議会